凡例

1面のつづき

浜町運動場(主会場)で防災訓練

間防災危機管理課防災危機管理担当 ☎(6278)8364

防災展示体験コーナー

3 時

9月3日(日) 午前10時~正午

内 容

関東大震災100年特設展示、起震車による地震体験、初期消火、 応急救護、災害用伝言ダイヤルの体験、陸上自衛隊給水車両からの 給水体験、パネル展示、特殊車両展示他

◎会場内で、中央区登録手話通訳者の会による手話通訳を実施

防災関係機関連携訓練

日 時

9月3日(日) 午前10時45分~11時10分

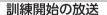
内 容

- ・消火および救助活動(日本橋消防団、日本橋消防少年団)
- ・倒壊建物および車両からの救助・医療救護(日本橋消防署、久松 警察署、陸上自衛隊、聖路加国際病院DMAT)
- ·一斉放水(日本橋消防署、日本橋消防団)
- ・炊き出し(陸上自衛隊、日本橋防火防災女性の会)

その他の訓練

内容

- ・船舶による物資輸送
- ・救援物資輸送
- ・トリアージ・医療救護・医薬品処方
- ・検視・検案・身元確認
- ・福祉避難所開設・運営
- ◎福祉センターは訓練会場となりますので、午前9時から正午まで 利用できません。



当日は、日本橋地域で午前9時に防災用スピーカーから訓練開始の放送とサイレンを鳴らします(サイレンは「4秒鳴る・2秒休む」を3回繰り返します)。

訓練の中止

台風による悪天候などの場合は訓練を中止します(延期はしません)。その場合は防災用スピーカーや区の**■**などでお知らせします。

「家具類転倒防止器具の取り付け」。 【 ~区が費用の一部を負担します~ 】

対 象

区内在住で、次の①~⑦のいずれ かに該当する方

高齢者(65歳以上)

- ①要介護2以上で寝たきり
- ②1人暮らし
- ③65歳以上を含む60歳以上だけで構成される世帯
- ④家族が就労、就学などで日中など に不在となり、②または③と同様 の状態

障害者(①~④の要件に該当しない 方のみ対象)

- ⑤身体障害者手帳を所持する視覚障 害者、4級以上の肢体不自由者が 属する世帯
- ⑥愛の手帳3度以上を所持する知的 障害者が属する世帯
- ⑦精神障害者保健福祉手帳2級以上 を所持する方が属する世帯
- ◎申請は1世帯1回限り。過去にサービスを受けた方や同じ世帯の方がサービスを受けている場合は申請できません。
- ◎器具のみの助成、ご自身で購入された器具の取り付けは、このサービスの対象外

内容

区が委託した専門業者がご自宅に

伺い、申請者が取り付けを希望する 家具および取り付け可能な電化製品 (楽器類を除く)に最適な器具を選定 し、器具の購入・設置を行う。

費用

1割負担(事前調査費、取り付け 費と器具代4個まで)

- ◎住民税非課税世帯や障害者で対象となる方(⑤~⑦)は無料
- ◎5個目以上は器具代を全額自己負担することで取り付け可能

申し込み方法

高齢者(①~④に該当)

区役所4階高齢者福祉課、おとしより相談センターで申請書に記入して申し込む。

障害者(⑤~⑦に該当)

区役所4階障害者福祉課で申請書 に記入して申し込む。

- ◎郵送による申し込みも受け付けています。
- 間・高齢者向けの取り付け 高齢者福祉課高齢者福祉係

☎(3546)5354

- ・障害者向けの取り付け 障害者福祉課障害者福祉係
- **☎**(3546)5389
- FAX(3544)0505

→ 還付金詐欺に

現在、区内で中央区職員をかた る還付金詐欺の電話が相次いでい ます。

「中央区役所○○課の××です。 医療費(年金)の還付金があります。 申請手続きをしてください」など という電話は、詐欺の電話です。 区役所から電話で還付金の案内を することはありません。

区が還付金のお知らせをする場合、電話ではなくあらかじめ通知 を郵送し、その後皆さんから書面 で指定された口座に振り込んでいます。

さまざまな「アポ電」にもご注意を

ATMでの詐欺被害が発生

ATM周辺での携帯電話の通話 はやめましょう。

自動通話録音機の無料貸し出し

電話を利用した振り込め詐欺な どの被害防止に大変有効な自動通 話録音機を、無料で貸し出してい ます。

▲自動通話録音機

特徴

- ・自宅電話の呼び出し音が鳴る前 に、発信者へ自動で警告メッセ ージを流します。
- ・詐欺の犯人は、通話の録音を恐れ、受信者の応答前に電話を切る場合が多いとされています。

注意事項

- ・通信環境、緊急通報システムと の併用などの条件により設置で きない場合があります。
- ・貸し出し台数に限りがあります。 対象

65歳以上の区民が居住する世帯 申し込み方法

区役所 1 階防災危機管理課で、 申請書に必要事項を記入して申し みな。

- ◎本人確認書類(運転免許証、保 険証など)をお持ちください。
- 間防災危機管理課防災危機管理担 _光
 - **☎**(3546)5087
 - 中央警察署
- ☎(5651)0110 久松警察署
- ☎(3661)0110 築地警察署
- ☎(3543)0110 月島警察署
- **☎**(3534)0110

安心して住めるまちにするには、 建物を地震や火災に対して強くする 必要があります。そのためには、日 頃から建物の維持管理を適切に行う ことが大切です。雑居ビルの火災や 外壁・看板の落下事例では、日頃の 維持管理が適切に行われていなかっ たことが事故の一因とみられるもの がありました。

防災意識の向上を図るため、全国

的に「建築物防災週間」が年2回(9 月、3月)設けられています。

建物所有者・管理者の皆さんは、 これを機に維持管理の見直しや建物 の点検をお願いします。

また、区ではいくつかの建物を対象に防災査察を行いますので、ご協力をお願いします。

固建築課建築監察係

☎(3546)5462

エレベーターなどを安全にご利用いただくために

● 利用者の方へ ▶●

エレベーター、エスカレーターは 上下方向の移動手段として便利なも のですが、利用方法によっては、危 険を伴う場合があります。安全な利 用のために、小さなお子さんを1人 で乗せないようにしてください。

気を付けること

エレベーター利用時

駆け込みやペット用リードなどが ドアに挟まれることによる事故、ド ア敷居への落とし物

エスカレーター利用時

足元に注意の上、黄色い線の内側 に立って、手すりから身を乗り出さ ない

● 所有者・管理者の方へ №

- ・日常点検の他、年1回の法定検査
- ・集客施設など、一度に多数の利用 が見込まれる場合には、場内整理 などを行い、混乱が起こらないよ うにする

今後も引き続き、エレベーターな どの適切な利用、維持管理をお願い します。

◎事故・不具合などが発生した場合には、区に連絡してください。

問建築課建築監察係

2(3546)5462